

# 一般社団法人ホストタウンアピール実行委員会 会員規則

## 第1条（目的）

本規約は、一般社団法人ホストタウンアピール実行委員会（以下、本社团という。）の会員に関する事項を定めるものである。

## 第2条（会員）

会員の種類は、次のとおりとする。

- (1) 自治体会員 本社团の事業に賛同した地方公共団体
- (2) 大使館会員 本社团の事業に賛同した大使館等
- (3) 非営利団体会員 本社团の事業に賛同し、主幹企業の承認を経て入会した非営利団体
- (4) 賛助会員 本社团の事業を賛助するために入会した個人又は法人
- (5) 主幹会員 本社团の事業に賛同し、本社团の運営に伴う一定程度の人的、物的または資金的負担を提供する企業

## 第3条（入会手続）

- 1 会員になることを希望する者は、あらかじめ本社团にその旨を申し出た上で、所定の申込書を本社团に提出する。
- 2 本社团が入会を承諾した場合には、会員名簿に登録をする。

## 第4条（会費）

- 1 会費は、年会費のみとする。
- 2 年会費は、次の金額とする。
  - (1) 自治体会員 年会費：無料
  - (2) 大使館会員 年会費：無料
  - (3) 非営利団体会員 年会費：無料
  - (4) 賛助会員 年会費：1口10万円/年
  - (5) 主幹会員 年会費：理事会が指定する企業または法人で、本社团の運営に対し、一定程度の人的または資金的負担を提供する
- 3 年会費は、入会月に年会費1年分を本社团が指定する口座に振り込む方法により支払うものとする。

## 第5条（有効期限）

- 1 会員資格の有効期限は、前条により支払った年会費の対象期間とする。
- 2 会員資格の有効期限は、1年単位の自動更新とする。

## 第6条（会員の権利）

会員は、以下の権利を有する。

- (1) 自治体会員
  - ①会員向け情報提供サービスを発信・受け取る権利
  - ②実行委員会が設置する外部向け情報発信ツール（SNS等）を活用して情報を発信する権利
  - ③国別または地域別横連携分科会を設置・参加する権利
  - ④会員情報を共有する権利
  - ⑤その他
- (2) 大使館会員
  - ①会員向け情報提供サービスを発信・受け取る権利
  - ②国別または地域別横連携分科会に参加する権利

- (3) 非営利団体会員
  - ①会員向け情報提供サービスに情報を発信する権利
  - ②ホストタウンアピール実行委員会と相互連携する権利
  
- (4) 賛助会員 年会費：1口10万円/年
  - ①会員向け情報提供サービスに情報を発信する権利
  - ②その他ホストタウンアピール実行委員会の主催するイベントに参加する権利
  
- (5) 主幹会員 年会費：無料
  - ①会員向け情報提供サービスを発信・受け取る権利
  - ②実行委員会が設置する外部向け情報発信ツール（SNS等）を活用して情報を発信する権利
  - ③国別または地域別横連携分科会を設置する権利
  - ④会員情報を共有する権利
  - ⑤主催イベントの企画に参加する権利

### 第7条（会員の義務）

- 1 会員は、定款第3条に定める目的達成のために、本団体に協力して活動するよう努める。
- 2 会員は、前項の活動を行うにあたり、諸法令の定めに従うことのほか、定款及び諸規定を遵守しなければならない。
- 3 会員は、個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守しなければならない。

### 第8条（退会）

会員が退会するときは、あらかじめ本団体にその旨を申し出た上で、所定の退会届を本団体に提出し、任意に退会することができる。ただし、既に納入された会費の払い戻しは行わないものとする。

### 第9条（除名）

本団体は、会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の議決をもって、除名することができる。ただし、既に納入された会費の払い戻しは行わないものとする。

- (1) 本規約に違反したとき
- (2) 本団体の名誉を傷つけ又は本団体の目的に違反する行為があったとき

### 第10条（資格喪失）

会員は、次の各号の一つに該当するときに資格を喪失する。

- (1) 第8条による退会となった場合
- (2) 前条による除名となった場合
- (3) 会員である個人については、本人が成年被後見人又は被保佐人になった場合、死亡した場合
- (4) 会員である法人については、その法人が解散、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始又は特別清算開始の申し立てがなされた場合
- (5) 年会費の支払いを、会員資格有効期間を過ぎて2か月以上滞納した場合
- (6) 当社団が解散した場合

### 第11条（会員情報の取り扱い）

会員は、当団体法人に対し提示を受けた会員の個人情報（以下「会員情報」とする。）を、当法人が次の各号に定める利用目的の範囲内で利用することに同意するものとします。

- (1) 当社団の事業運営上、主幹企業と自治体会員のみが会員情報を共有する権利を持ちます
- (2) 当法人が会員サービスに関わる業務その他を第三者に委託するときに、守秘義務を課して会員情報を取り扱わせる場合

(3) 会員情報を、あらかじめ会員承諾のもと当法人のウェブサイトに掲載する場合

## **第 12 条（本規約の変更）**

本規約は、当社団の理事会の承認を得て、変更、追加又は削除することができる。